

特別支援教育支援体制整備充実事業

1. 創設年度：平成25年度

2. 令和8年度予算額：48.7億円

3. 事業概要

地方公共団体等による、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や、医療的ケア看護職員や外部専門家の配置、医療的ケア児や難聴児に対する必要な支援を行う体制を構築するための調査研究を通して、特別支援教育の推進を図る。〈補助、直接実施〉

4. 選定理由：イ（事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの）

特に、小・中学校等に在籍する医療的ケア児が急増しており、それに対応する看護師の配置も増加している状況にある。

令和3年6月に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「法」という。）」は、各学校の設置者に、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるよう、看護師等の配置その他の必要な措置を求めている。

現在、法改正の動きがあり、今後、各学校の設置者に、修学旅行その他の学校行事においても同様の対応が求められる見込みである。

このような状況を踏まえ、これまでの取組と成果を評価し、今後の事業展開・改善についての検討を行うことが望まれる。

5. 想定される論点

- ・法の趣旨を踏まえた事業の目的を達成する上で、実施方法が効果的なものとなっているか。
- ・今後、法改正により、各学校の設置者に、修学旅行その他の学校行事に看護師等を帯同させるなどの措置の義務付けが見込まれる中、これまでの取組・成果を踏まえた今後の事業展開の在り方について

学校における医療的ケアについて

法律上の定義(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律)

● 医療的ケア

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為

● 医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童(18歳以上の高等学校等に在籍する者を含む)

【医療的ケアとは】

一般的には、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、人工肛門(ストーマの管理)、インスリン注射などの医療行為のこと。(病気や怪我の治療のために医療機関で行われる医療行為は含まない。)

【医療的ケアのイメージ】



喀痰吸引



気管切開



経管栄養



インスリン注射



● 医療的ケアの実施者

「医師」：自らの判断で医療的ケアを実施可

「看護師」：医師の指示の下、医療的ケアを実施可

<違法性阻却>

「医療的ケア児」や「その保護者」が医療的ケアを実施できるのは、当該行為の違法性が阻却(正当化)される場合の要件(目的の正当性、手段の相当性、法益衡量、法益侵害の相対的軽微性、必要性・緊急性)を満たすと考えられるため

特定行為(※1)

「介護福祉士(※2)」と「認定特定行為業務従事者(※3)」：
医師の指示の下、看護師と連携し、医療的ケアのうち、喀痰吸引と経管栄養の一部を実施可

※1 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の喀痰吸引と、胃ろう・腸ろう・経鼻による経管栄養

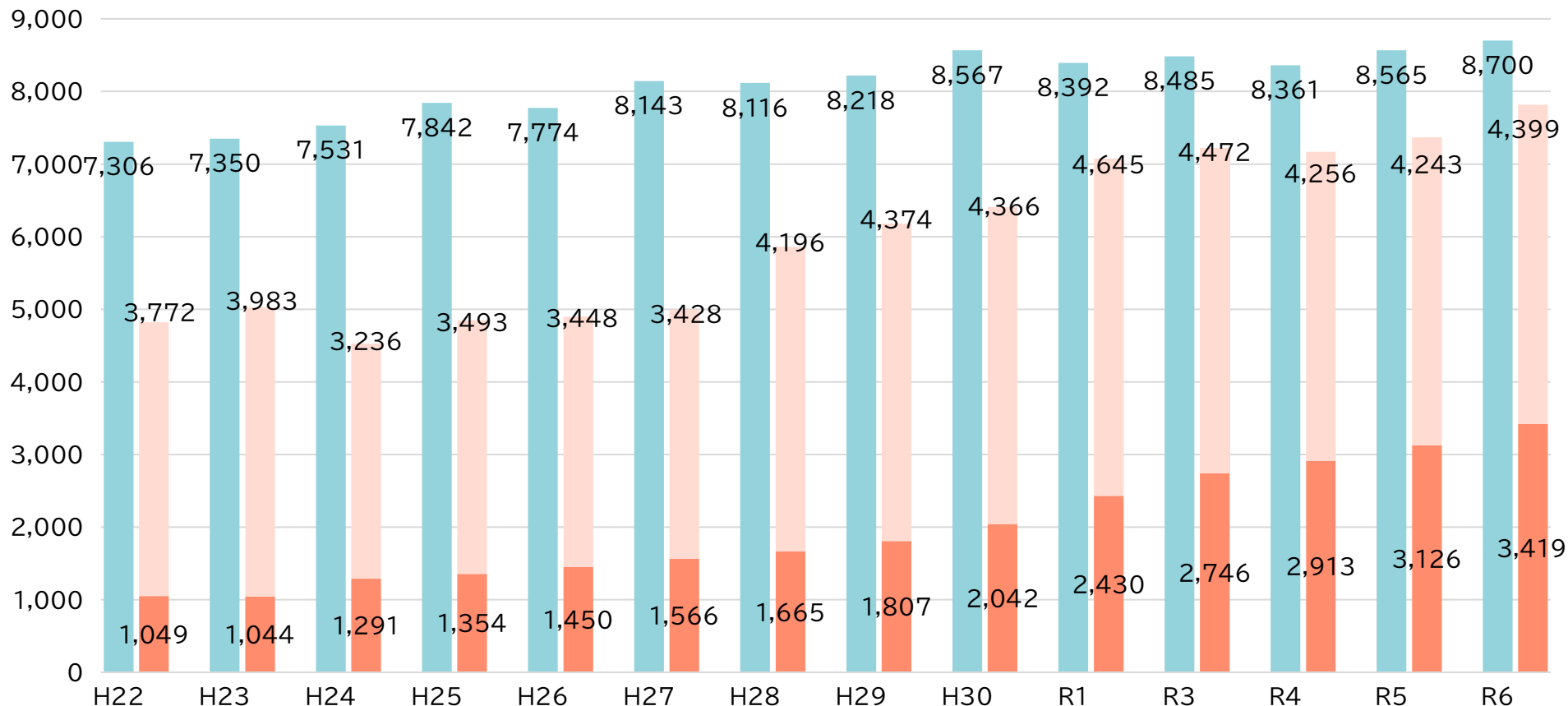
※2 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく実地研修を修了した者

※3 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者として、都道府県知事の認定を受けた者

学校に在籍する医療的ケア児の数(特別支援学校)

● 特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数は直近調査では微増

(単位:人)



※ 調査対象

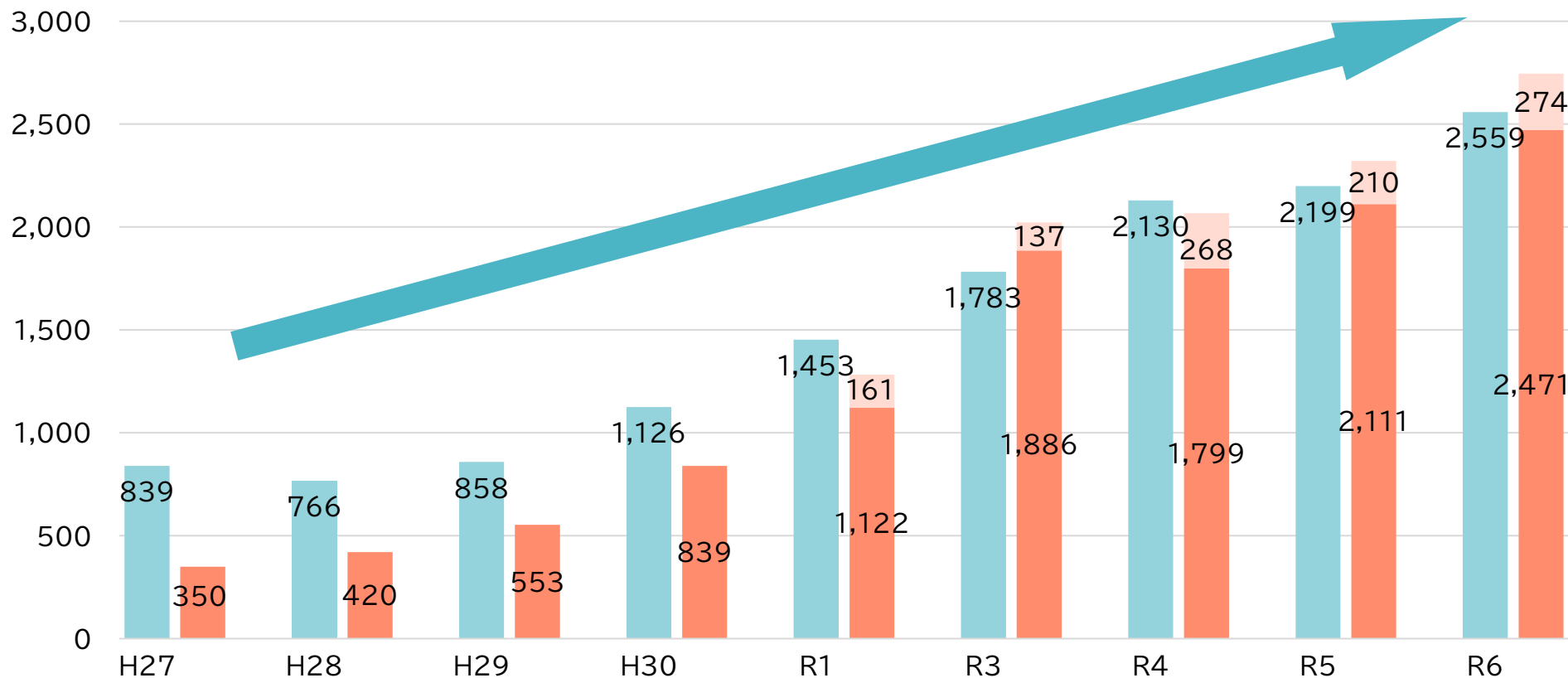
H23は岩手県、宮城県、福島県、仙台市は調査対象外
R1～ 国立・私立の特別支援学校を対象に追加

■ 医療的ケア児 ■ 看護師 ■ 認定特定行為業務従事者等

学校に在籍する医療的ケア児の数(小中学校等)

● 小中学校等に在籍する医療的ケア児の数は年々増加傾向

(単位:人)



※ 調査対象

H27 : 公立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)

H28、29 : 公立の小学校、中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む)

H30 : 公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校(通信制を除く。)、義務教育学校、中等教育学校

R1、R3~ : 国公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、小学校、中学校、高等学校(専攻科を除く。)、義務教育学校、中等教育学校

※ 認定特定行為業務従事者等の数

R1~ : 認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員等の数

R4~ : 認定特定行為業務従事者及び介護福祉士の数

※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

※ 医療的ケア看護職員数は、令和3年度調査以前は国公立ともに各学校が回答しているが、令和4年度以降は国私立分は各学校が回答し、公立分は教育委員会が設置する学校園の状況を回答している。

■ 医療的ケア児 ■ 看護師 ■ 認定特定行為業務従事者等

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
 - 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるよう
➔に最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支援 措 置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
➔看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
➔看護師等の配置

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

○「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」改正の議論

→「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」

見出し	現行法	改正案
学校の設置者の責務	<p>第七条 学校(学校教育法第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。</p>	<p>第七条 学校(学校教育法第一条に規定する学校及び専修学校をいう。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児及び重症心身障害者に対し、適切な支援を行う責務を有する。</p>
教育を行う体制の拡充等	<p>第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、それらの者が在籍する学校等に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 学校等の設置者は、その設置する学校等に在籍する医療的ケア児等及び重症心身障害者が保護者の付添いがなくても、授業に出席し及び修学旅行その他学校の行事に参加するために必要となる適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等又は介護従事者の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者が生涯にわたって学習する機会を確保するため、医療的ケア児等及び重症心身障害者の生涯学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。</p>

背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、医療的ケア看護職員を配置するとともに、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置を行う。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(R3.9施行)の趣旨を踏まえ、学校における安全・安心な医療的ケアの実施体制の整備充実を図るため、修学旅行等や登下校時の送迎対応も含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援する

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none">✓ 配置人数：5,300人分 (+400人増)✓ 1日6時間、週5回等を想定 上記のほか登下校時の対応分も計上 ※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態(単価・時間等)を決定することが可能。訪問看護ステーション等へ委託することも可能。

- <補助対象> 都道府県・市区町村・学校法人
(幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)
- <補助割合> 国：1/3 補助事業者：2/3
国：1/2 補助事業者：1/2 (私立幼稚園)

【関連施策】

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
テーマ：医療的ケア児支援における指導的立場の看護師養成
0.1億円(3年間(令和6年度~8年度))：1箇所×1,000万円)

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援
※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別の教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援)
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

外部専門家配置事業

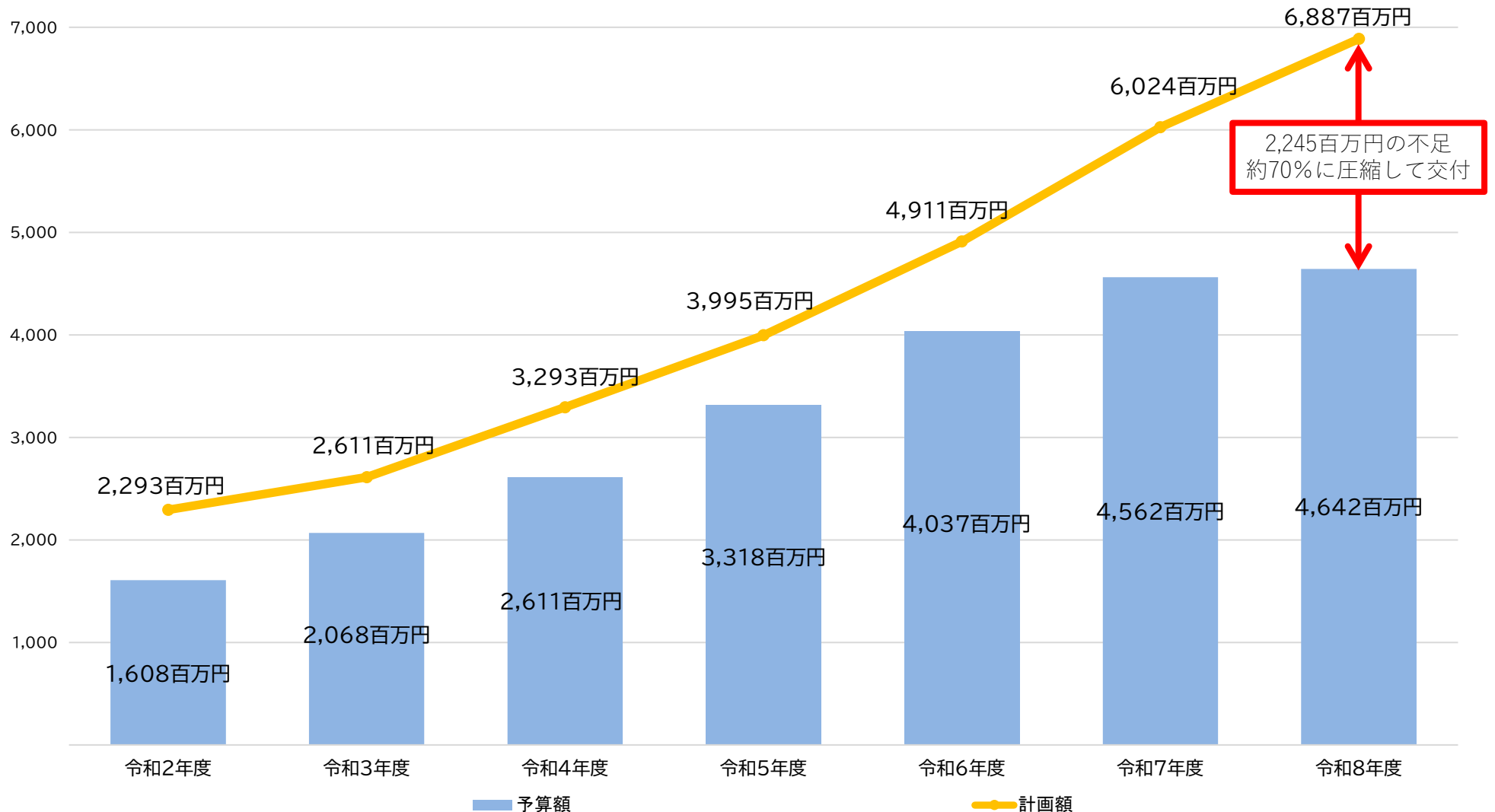
- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援
配置人数：**730人分 (+170人増)**

医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、

- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
- 指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築

医療的ケア看護職員配置事業(補助金)の予算額・計画額の推移について

- ・ 令和8年度は予算額4,642百万円に対して、自治体計画額は6,887百万円であり、**約70%に圧縮して交付**。
- ・ 医療的ケア児支援法施行後、令和7年度予算までは年平均約6億円ペースで増額をしてきたが、**令和8年度予算(案)においては前年度比0.8億円増の約46億円となり、更に厳しい執行状況となっている**。



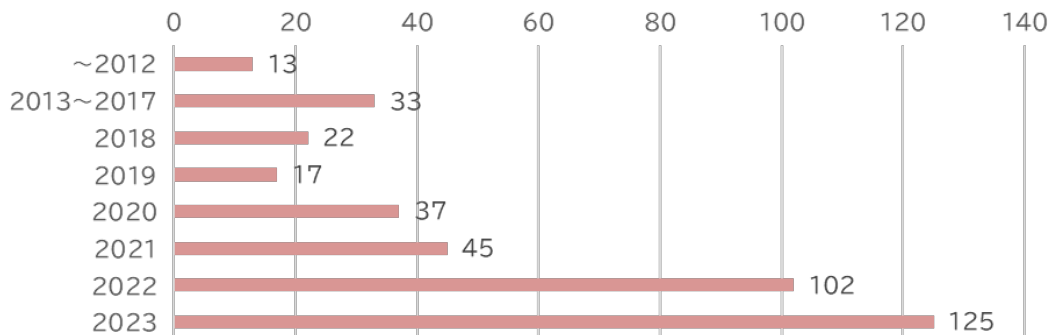
教育委員会における医療的ケアに関するガイドライン等の策定状況

- ガイドライン等を策定している教育委員会 394/1,815(21.7%) (R3: 13.8%)
うち、所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会 349/644(54.2%) (R3: 40.3%)

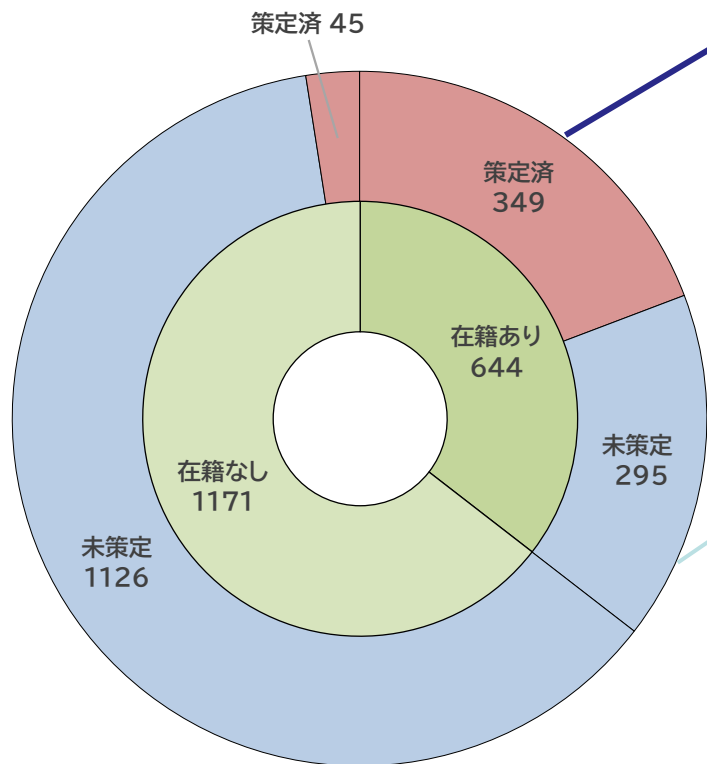
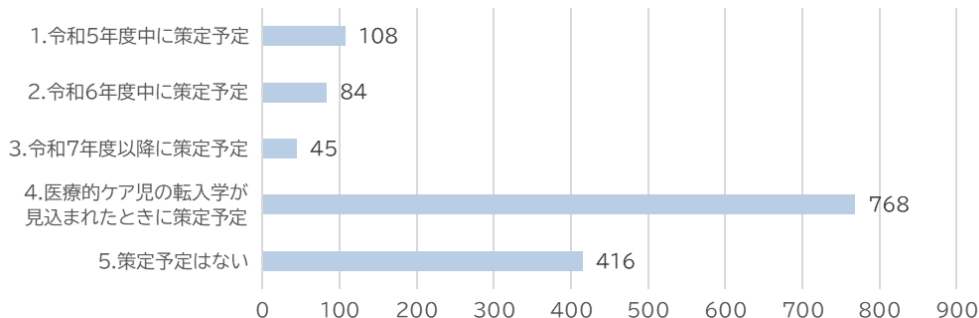
- ガイドライン等を策定している都道府県教育委員会 44/47(93.6%)

ガイドライン等を策定していない理由としては、令和3年度同様に「各学校が個別にマニュアルを策定している」「県のガイドライン等を参考にして対応している」「医療的ケア児が在籍しておらず、その見込みもない」などが挙げられる。

●ガイドライン等を策定している394教育委員会においては、ガイドライン等の策定（最終改訂時期）は、直近2023年が最も多い。

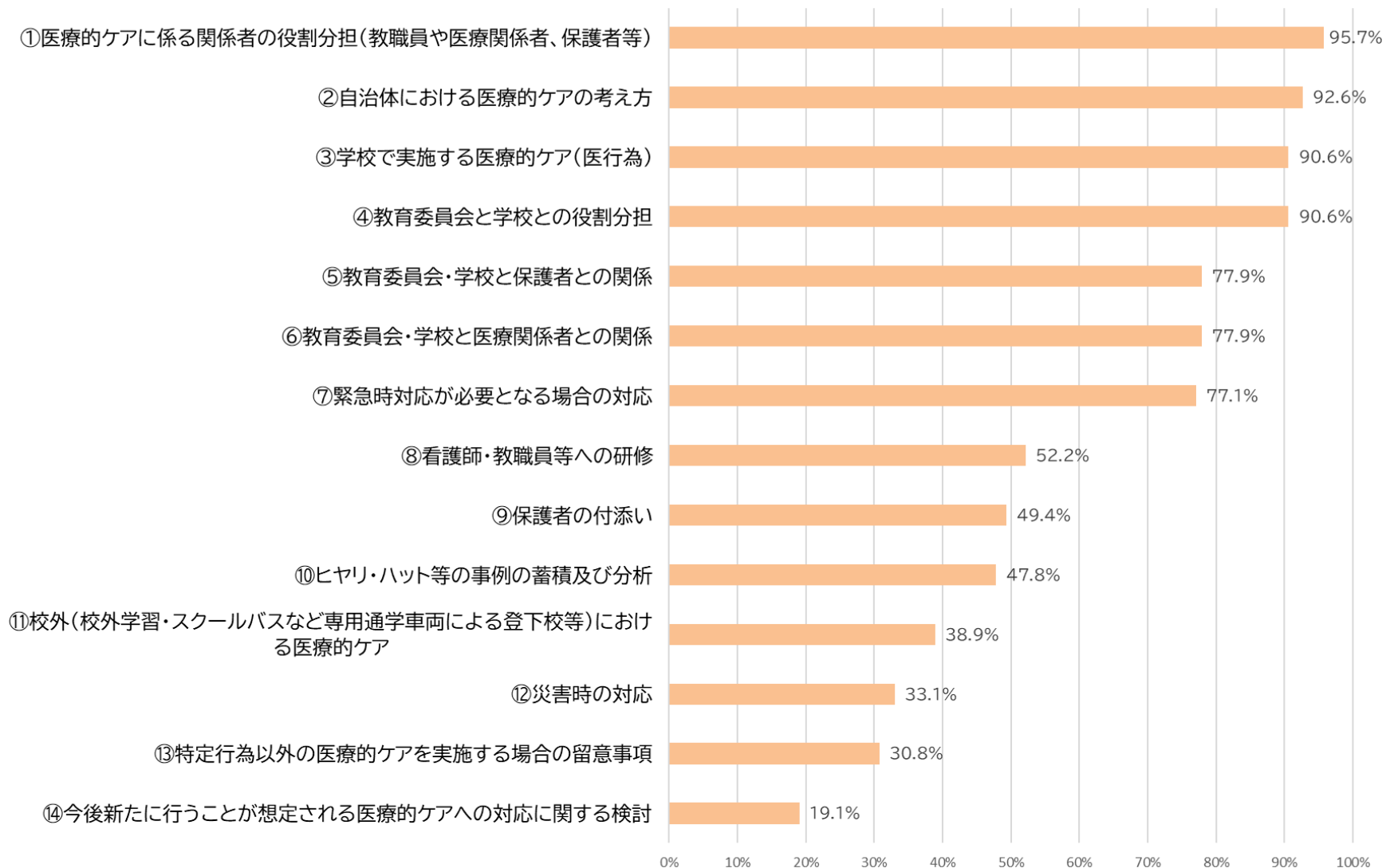


●ガイドライン等を策定していない1,421教育委員会においては、ガイドライン等の策定の予定は、「医療的ケア児の転入学が見込まれたとき」が最も多い。



令和5年度学校における医療的ケアに関する実態調査 ガイドライン等の内容について

- ガイドライン等に記載している内容項目としては、「医療的ケアに係る関係者の役割分担」(95.7%)、「自治体における医療的ケアの考え方」(92.6%)、「学校で実施する医療的ケア(医行為)」(90.6%)の順で割合が高い。

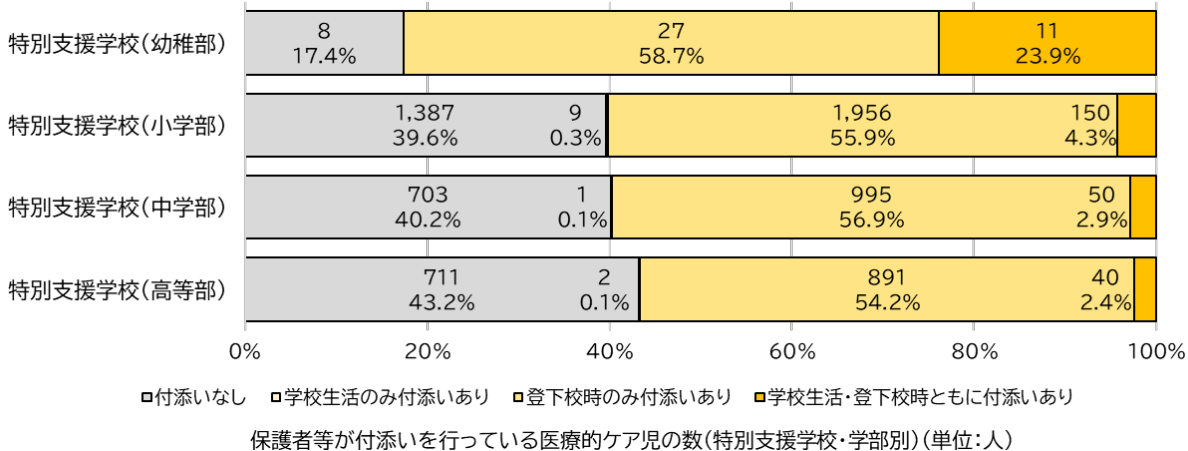
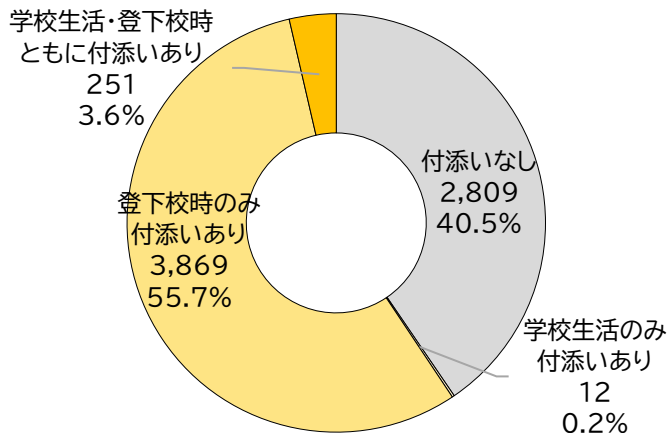


特別支援学校における保護者等の付添いの状況

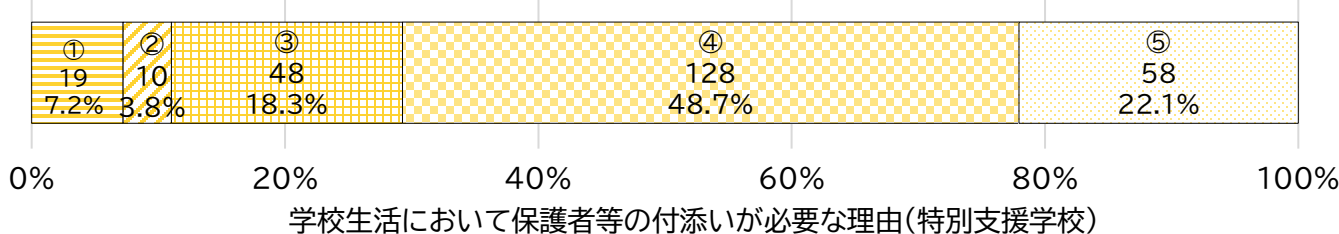
特別支援学校に通学する医療的ケア児(6,941人)のうち、

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 263人 (3.8%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 3,869人 (55.7%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 2,809人 (40.5%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数
(特別支援学校)(単位:人)



学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(263人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため」128件(48.7%)が最も多く、「その他」の理由としては、「学校で医療的ケアを実施するための手続きや引継ぎの途中である」「健康状態が不安定」「保護者が、医療的ケア看護職員等の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



- ① 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務従事者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- ⑤ その他

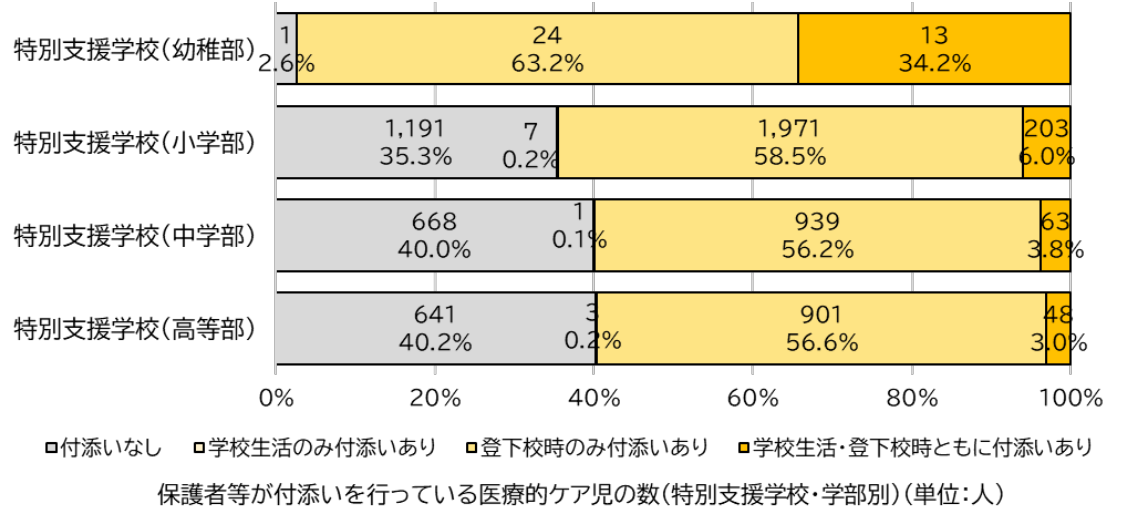
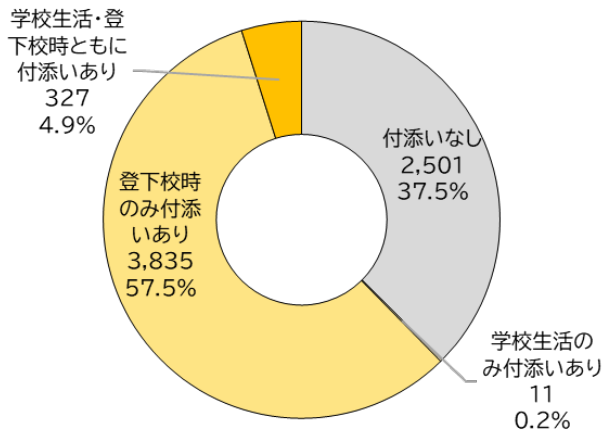
※ 本調査は、令和6年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添い場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

令和5年度学校における医療的ケアに関する実態調査 特別支援学校における保護者等の付添いの状況

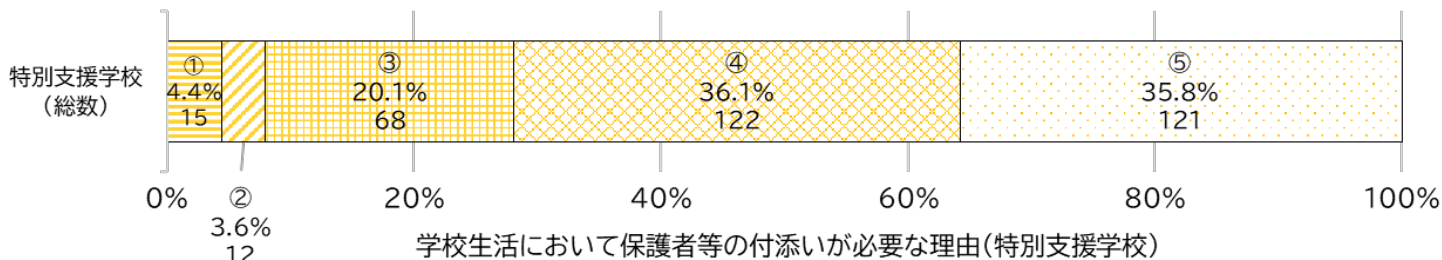
特別支援学校に通学する医療的ケア児(6,674人)のうち、

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 338人 (5.1%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 3,835人 (57.5%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 2,501人 (37.5%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数
(特別支援学校)(単位:人)



学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(338人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員や認定 特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため」122件(36.1%)が最も多く、「その他」の理由としては、「学校で医療的ケアを実施する手続きの途中である」「健康状態が不安定」「保護者が、医療的ケア看護職員等の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



- ① 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務事業者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- ⑤ その他

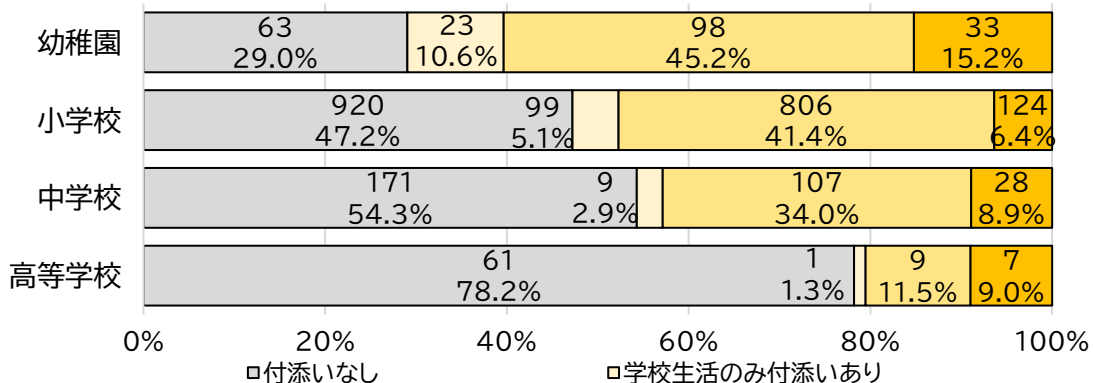
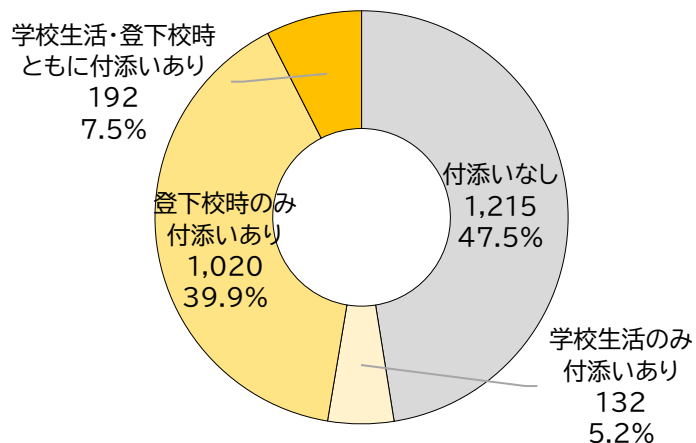
※ 本調査は、令和5年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況

幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(2,559人)のうち、

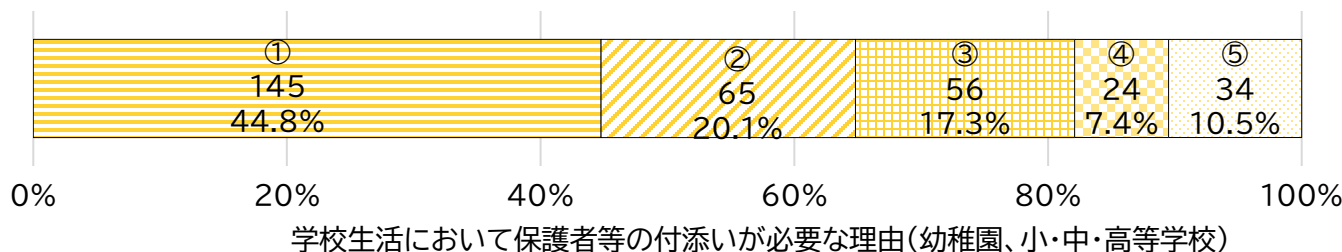
- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 324人 (12.7%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 1,020人 (39.9%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 1,215人 (47.5%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数
(幼稚園、小・中・高等学校)(単位:人)



保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数(学校種別)(単位:人)

学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(324人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員が配置されていない又は認定特定行為業務従事者がいないため」145件(44.8%)が最も多く、その他の理由としては、「医療的ケアの実施に向けた手続き中」「保護者が、医療的ケア看護職員の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



- ① 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務従事者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- ⑤ その他

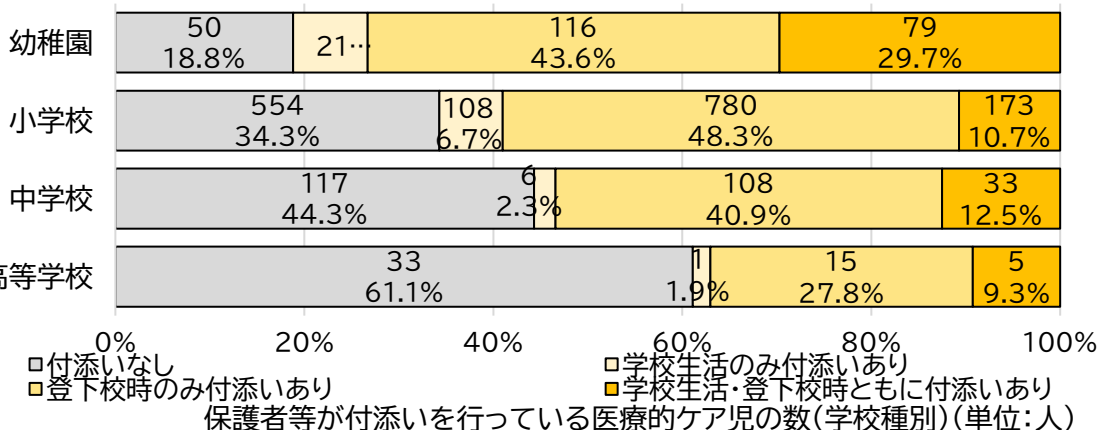
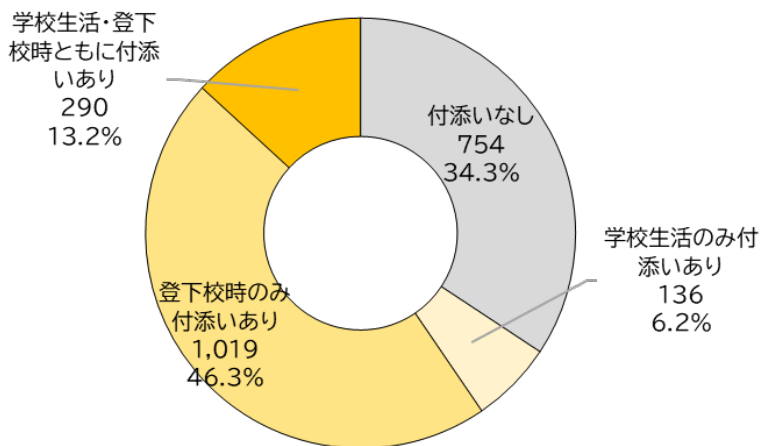
※ 本調査は、令和6年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況

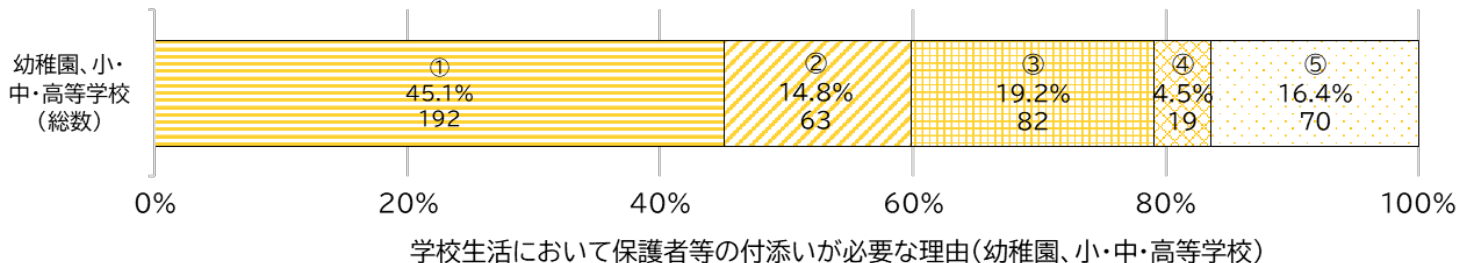
幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(2,199人)のうち、

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 426人 (19.4%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 1,019人 (46.3%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 754人 (34.3%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数
(幼稚園、小・中・高等学校)(単位:人)



学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(426人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員が配置されていない又は認定特定行為業務従事者がいないため」192件(45.1%)が最も多く、その他の理由としては、「医療的ケアの実施に向けた手続き中」「保護者が、医療的ケア看護職員の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



- 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務従事者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、保護者が希望しているため
- 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- その他

※ 本調査は、令和5年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

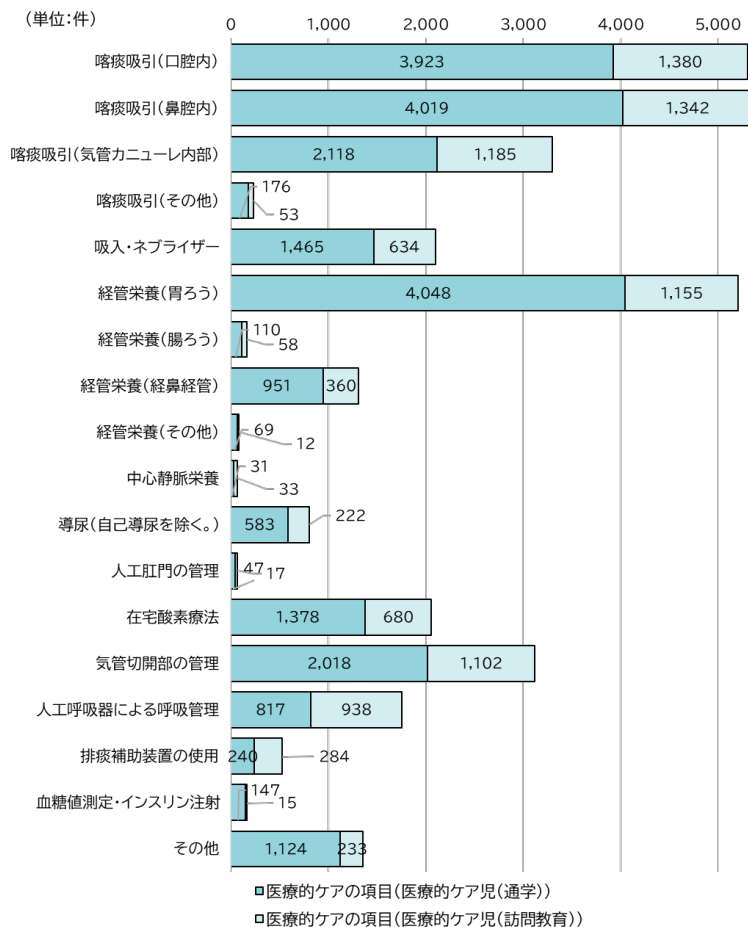
参 考 资 料

令和6年度学校における医療的ケアに関する実態調査(R6.5.1現在)

学校で実施されている医療的ケアの項目

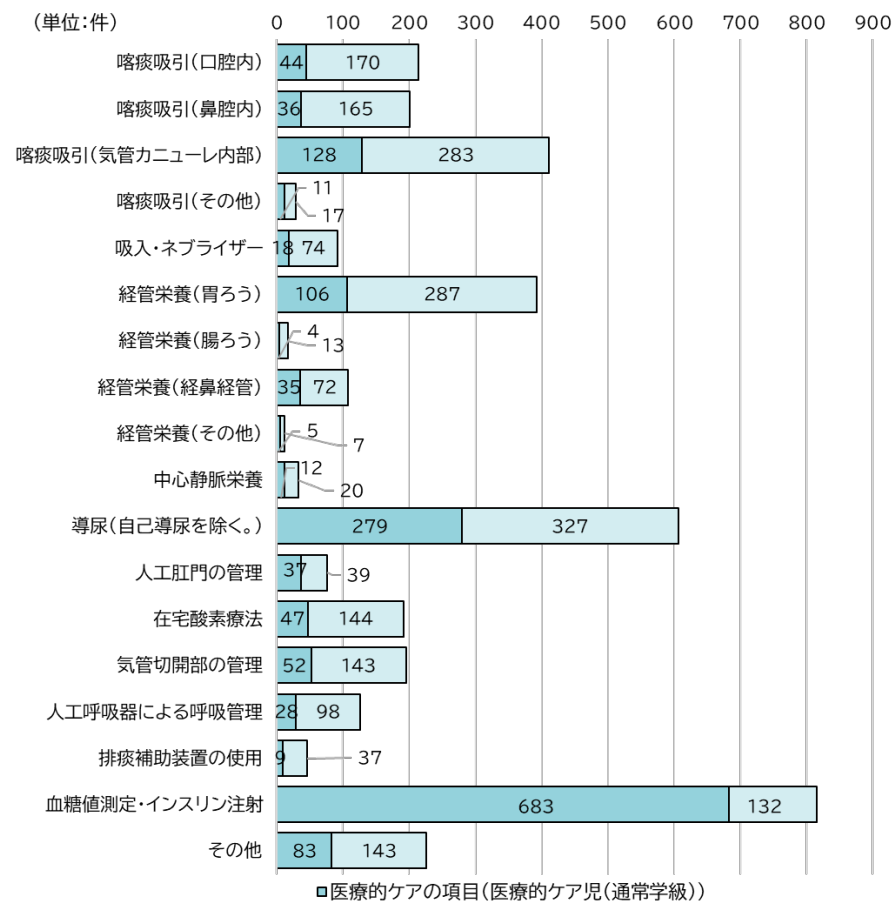
- 特別支援学校において実施されている医療的ケアは、延べ32,967件であり、行為別にみると、喀痰吸引(鼻腔内)5,361件、喀痰吸引(口腔内)5,303件、経管栄養(胃ろう)5,203件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)3,303件の順に多い。
- 幼稚園、小・中・高等学校において実施されている医療的ケアは、延べ3,788件であり、行為別にみると、血糖値測定・インスリン注射815件、導尿606件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)411件、経管栄養(胃ろう)393件の順に多い。

特別支援学校



特別支援学校で実施されている医療的ケアの項目(複数回答可)

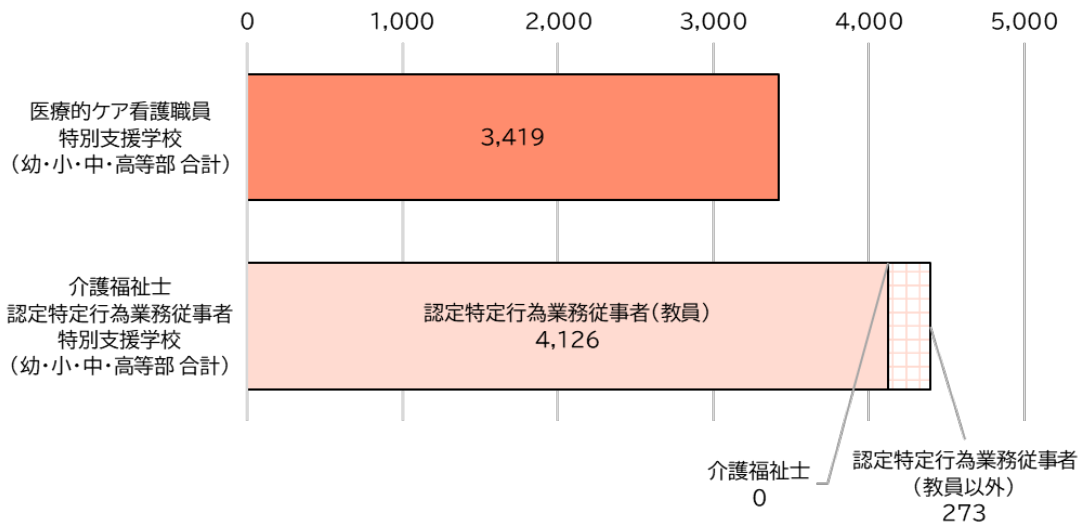
幼稚園、小・中・高等学校



幼稚園、小・中・高等学校で実施されている医療的ケアの項目(複数回答可)

学校において医療的ケアを実施する看護職員等の数

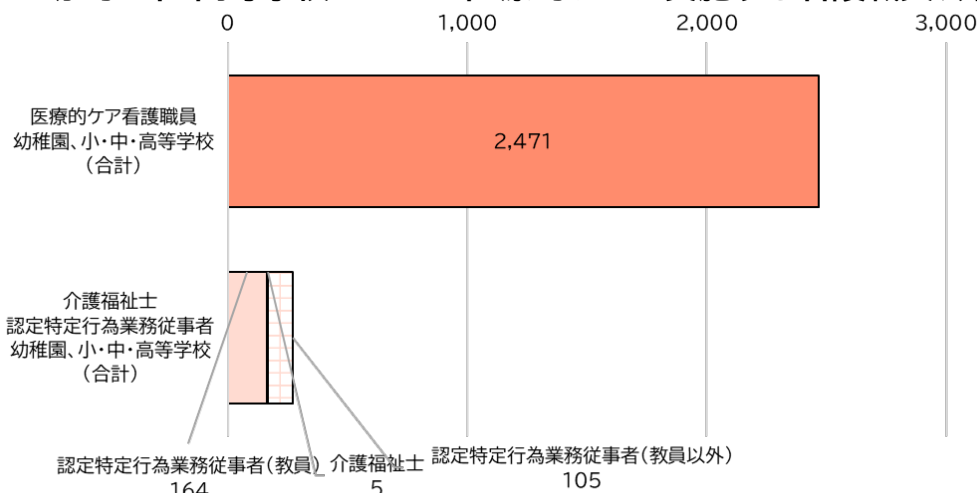
特別支援学校において医療的ケアを実施する看護職員、介護福祉士、認定特定行為業務従事者の数 **7,818人**
(R5 7,369人)



医療的ケア看護職員の 週当たりの所定労働時間 (※1)	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用:常勤	直接雇用:非常勤	外部委託(※2)
19時間25分未満	0	1,200	239
19時間25分以上 23時間15分未満	0	98	2
23時間15分以上 31時間00分未満	3	1,216	67
31時間00分以上 37時間30分未満	1	166	8
37時間30分以上	257	148	14
計	261	2,828	330

※1 直接雇用:就労規則によって定められる週の所定労働時間を回答。
外部委託:委託契約書等によって定められている週の業務委託時間(委託契約書等に時間数の定めがない場合は任意の一週間の平均業務委託時間)を回答。
※2 委託契約書等によって定められている人数を回答。

幼・小・中・高等学校において医療的ケアを実施する看護職員、介護福祉士、認定特定行為業務従事者の数 **2,745人**
(R5 2,321人)



医療的ケア看護職員の 週当たりの所定労働時間 (※1)	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用:常勤	直接雇用:非常勤	外部委託(※2)
19時間25分未満	1	724	564
19時間25分以上 23時間15分未満	1	145	20
23時間15分以上 31時間00分未満	6	472	72
31時間00分以上 37時間30分未満	6	278	52
37時間30分以上	26	89	15
計	40	1,708	723

※ 本調査における「医療的ケア看護職員」とは、看護師、保健師、助産師、准看護師を指す。
※ 医療的ケア看護職員のうち、教育委員会等に配置され、特別支援学校を含む域内の学校を巡回している者は、特別支援学校に計上。

特別支援教育支援体制整備充実事業

基本情報

組織情報	府省庁	文部科学省				
	事業所管課室	文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 支援第一係				
	作成責任者	生方裕				
	その他担当組織	文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 総務係 文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 指導係 文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 庶務係				
基本情報	予算事業ID	001543	事業開始年度	2013	事業終了（予定）年度	終了予定なし
	事業年度	2025	事業区分	前年度事業		
政策・施策	政策所管	政策	施策	政策体系・評価書URL		
	文部科学省	2確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり	2-8一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	https://www.mext.go.jp/content/20240527-mxt_kanseisk01-000036110_01.pdf		
関連事業	--	主要経費	教育振興助成費			

概要・目的	事業の目的	地方公共団体等による、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や、医療的ケア看護職員や外部専門家の配置、医療的ケア児や難聴児に対する必要な支援を行う体制を構築するための調査研究を通して、特別支援教育の推進を図る。
	現状・課題	近年、特別支援教育を受ける児童生徒の数は増加傾向にある中で、就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備、外部専門家等の配置を通じた障害の状態等に応じた指導の充実や、医療的ケア児への支援体制構築、難聴児への教育相談の充実等が求められている。 特に、学校における医療的ケアが必要な児童生徒数が増加傾向にある中、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3年9月に施行され、学校における医療的ケアの体制整備やそのための看護師配置の必要性がより高まっている状況にある。 このため、障害のある児童生徒等や医療的ケア児が、切れ目なく支援を受けられる体制整備の充実を図っていく必要がある。
	事業の概要	●切れ目ない支援体制整備充実事業（補助金 国：1/3等） ・特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援。 ・学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等による看護師配置を支援。 ・個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状況等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家配置を支援。 ※事業内容を変更しているため、事業開始年度について記載していない。 ●新たなニーズに対応した体制整備推進事業（委託費） 医療的ケア児や難聴児に対する必要な支援を行う体制を構築するため、学校における医療的ケア実施体制の充実、難聴児の早期支援充実のための連携体制構築に関する調査研究等を行う。 ※令和4年度から開始
	事業概要URL	--

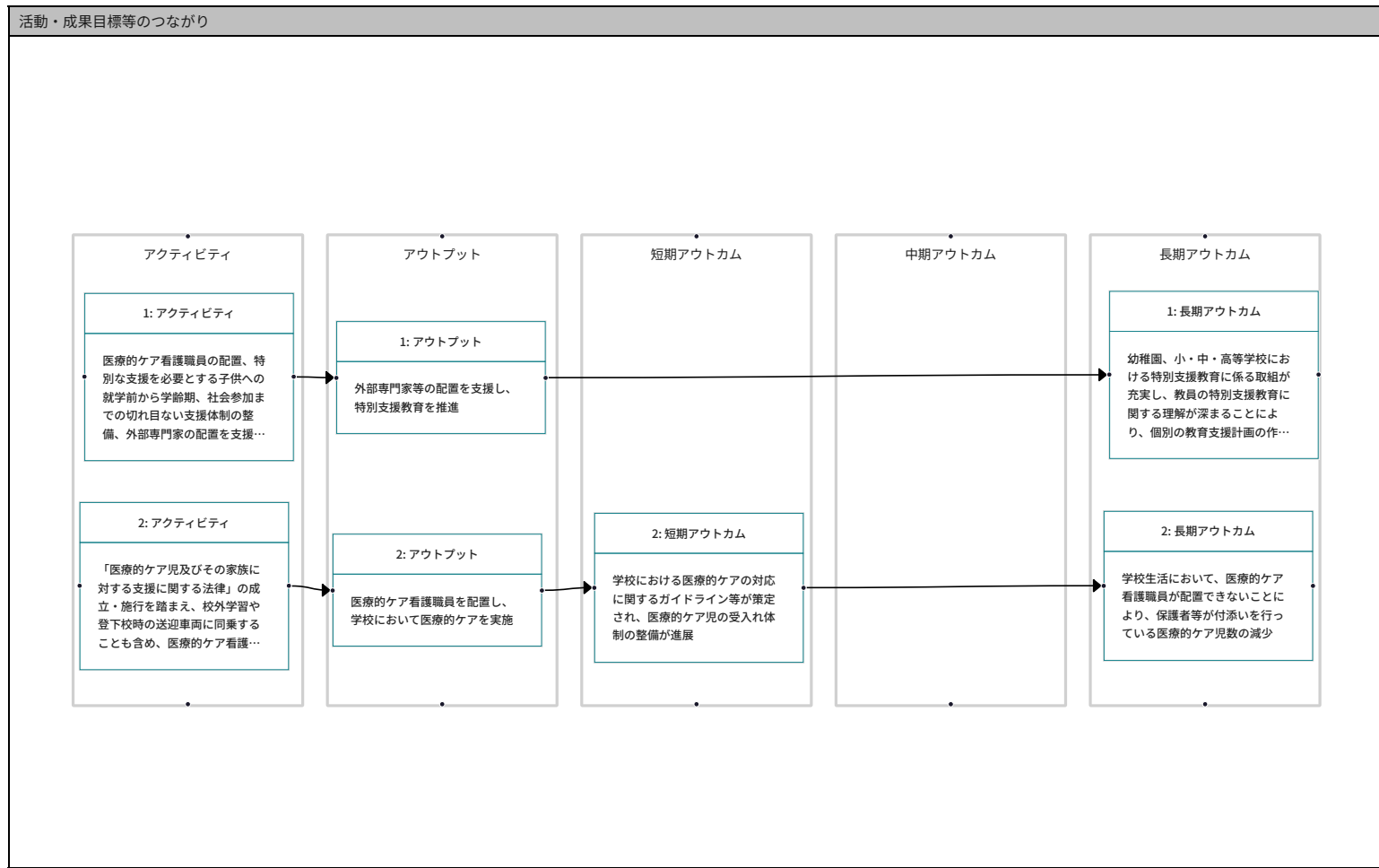
根拠法令	法令名	法令番号	条	項	号・号の細分
	学校教育法施行令	昭和三十八年政令第三百四十号	第五条	--	--
	学校教育法施行令	昭和三十八年政令第三百四十号	第十一条	--	--
	障害者の権利に関する条約 第24条第2項	--	--	--	--
	障害者基本法	昭和三十五年法律第八十四号	第十六条	1	--
	障害者基本法	昭和三十五年法律第八十四号	第十六条	2	--
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成二十五年法律第六十五号	第三条	--	--
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成二十五年法律第六十五号	第五条	--	--
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成二十五年法律第六十五号	第七条	--	--
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成二十五年法律第六十五号	第八条	--	--
	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	令和三年法律第八十一号	第十条	--	--

関係する計画・通知等	計画・通知名		計画・通知等URL	
	第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）		https://www.mext.go.jp/content/20230615-mxt_soseisk02-100000597_01.pdf	
	平成19年4月1日付19文科初第125号「特別支援教育の推進について（通知）」		https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf	
	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会）		https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm	
	障害者基本計画（第5次）（令和5年3月14日閣議決定）		https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihonkeikaku-r05.pdf	
	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」（令和3年1月）		https://www.mext.go.jp/content/20210208-mxt_tokubetu02-000012615_2.pdf	
実施方法	補助 直接実施 その他			
補助率等	補助対象	補助率	補助上限等	補助率URL
	都道府県 市区町村 学校法人	補助率 1/3等	無し	--
備考	--			

予算・執行

予算額執行額表 (単位：千円)	2022	2023	2024	2025	2026
要求額	3,100,600	4,423,000	4,945,100	5,198,224	5,520,702
当初予算	2,950,000	3,553,300	4,237,202	4,789,321	--
補正予算	--	--	--	--	--
前年度から繰越し	--	--	--	--	--
予備費等	--	--	--	--	--
計	2,950,000	3,553,300	4,237,202	4,789,321	--
執行額	2,735,000	3,202,131	4,037,909	--	--
執行率	92.7%	90.1%	95.3%	--	--

予算内訳表 (単位：千円)	会計区分	会計	勘定	要望額	備考	
	一般会計	一般会計	--	2,295,130	--	
		予算種別/歳出予算項目		備考	予算額	翌年度要求額
		当初予算 一般会計 / 文部科学省 / 文部科学本省 / 初等中等教育振興費 / 教育支援体制整備事業費補助金		--	4,718,088	5,467,526
		当初予算 一般会計 / 文部科学省 / 文部科学本省 / 初等中等教育振興費 / 初等中等教育振興事業委託費		--	67,922	50,520
		当初予算 一般会計 / 文部科学省 / 文部科学本省 / 初等中等教育振興費 / 委員等旅費		--	1,202	1,146
		当初予算 一般会計 / 文部科学省 / 文部科学本省 / 初等中等教育振興費 / 諸謝金		--	903	931
		当初予算 一般会計 / 文部科学省 / 文部科学本省 / 初等中等教育振興費 / 教職員研修費		--	724	198
		当初予算 一般会計 / 文部科学省 / 文部科学本省 / 初等中等教育振興費 / 職員旅費		--	482	381
主な増減理由	--			その他特記事項	--	



アクティビティからの発現経路 1-1-1

アクティビティ	医療的ケア看護職員の配置、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備、外部専門家の配置を支援するとともに、医療的ケアの体制整備や聴覚障害教育の充実に関する調査研究を行うことにより、特別支援教育の推進を図る。					
アウトプット	活動目標	外部専門家等の配置を支援し、特別支援教育を推進	活動指標	補助金及び委託事業の交付決定数 ※委託事業を含むのは令和4年度から。		
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--	実績/目標/見込みの根拠として用いた統計・データ名(出典)	--		
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--	アウトカムを複数段階で設定できない理由	--		
活動・成果目標と実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
	当初見込み/目標値(件)	370	546	597	679	
	活動実績/成果実績(件)	501	548	622	--	
↓後続アウトカムへのつながり	事業実施により、各自治体等における切れ目ない支援体制が構築されることで、関係機関等との連携のもと作成される個別の教育支援計画の策定率が向上する。					
長期アウトカム	成果目標	幼稚園、小・中・高等学校における特別支援教育に係る取組が充実し、教員の特別支援教育に関する理解が深まることにより、個別の教育支援計画の作成率が向上し、適切な指導及び支援が行われること	成果指標	幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等の割合		
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--	実績/目標/見込みの根拠として用いた統計・データ名(出典)	特別支援教育体制整備状況調査		
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--	アウトカムを複数段階で設定できない理由	事業実施による、各自治体等における切れ目ない支援体制の構築が、関係機関等との連携のもと作成される個別の教育支援計画の策定という最終アウトカムに直接つながるため。		
活動・成果目標と実績		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	最終目標年度 2027年度
	当初見込み/目標値(%)	100	100	100	--	100
	活動実績/成果実績(%)	91.6	--	--	--	--
	達成率(%)	91.6	--	--	--	--

アクティビティからの発現経路 2-2-2-2

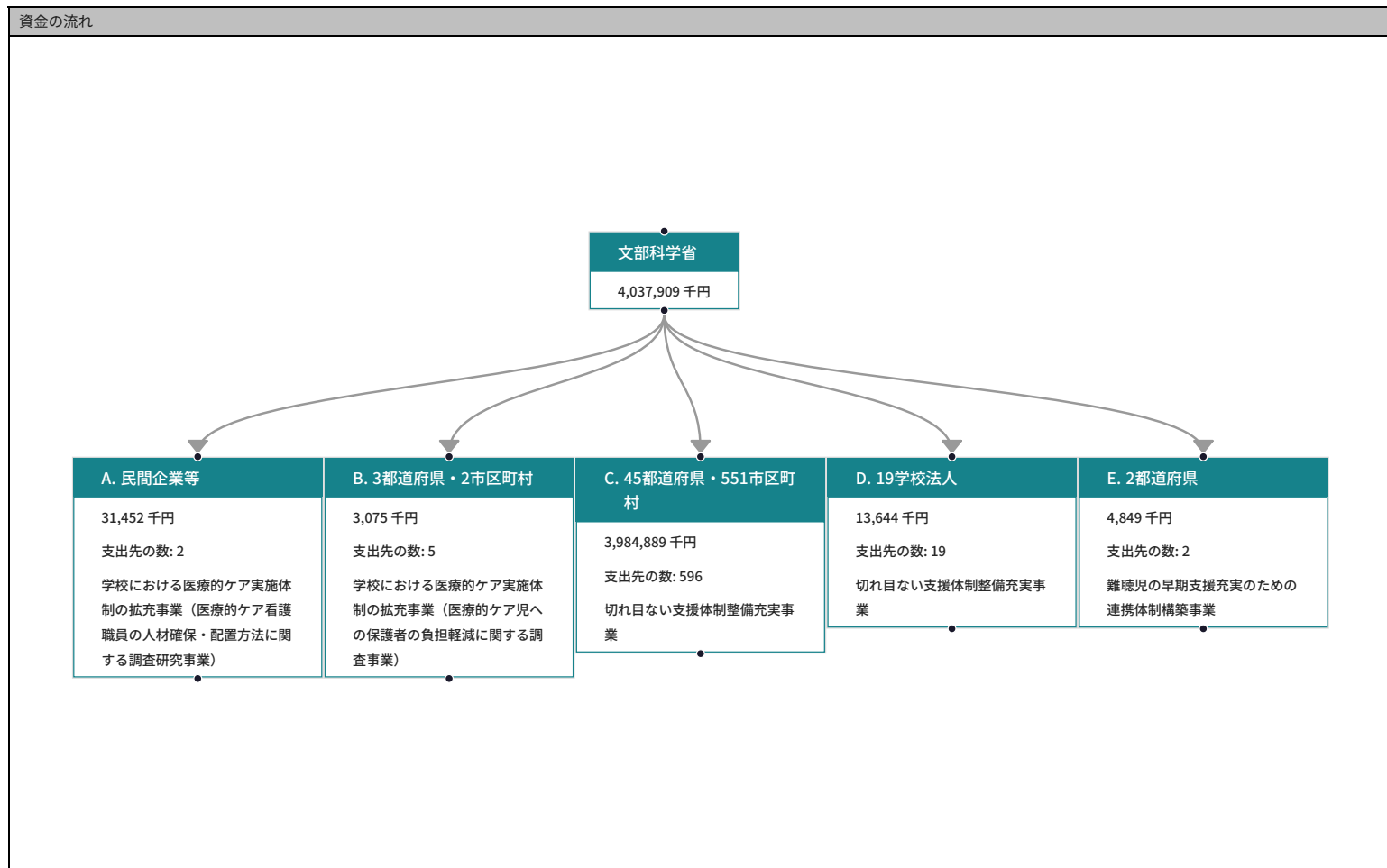
アクティビティ	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行を踏まえ、校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、医療的ケア看護職員の配置を支援することにより、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図る。				
アウトプット	活動目標	医療的ケア看護職員を配置し、学校において医療的ケアを実施		活動指標	医療的ケア看護職員の配置人数（補助金活用実績）
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--		実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	--
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--		アウトカムを複数段階で設定できない理由	--
活動・成果目標と実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
	当初見込み／目標値(人)	3,000	3,740	4,550	4,990
	活動実績／成果実績(人)	4,757	5,685	6,483	--
↓後続アウトカムへのつながり	効果発現の初期段階として、まずは、医療的ケア児を受け入れるにあたり、各自治体において、学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受入れ体制の整備が進展することが想定されるため。				
短期アウトカム	成果目標	学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受入れ体制の整備が進展		成果指標	学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等の策定割合 ※所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会のうちガイドライン等を策定している教育委員会の割合
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--		実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	学校における医療的ケアに関する実態調査 ※令和3年度より調査を実施。
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--		アウトカムを複数段階で設定できない理由	--
活動・成果目標と実績		2022年度	2023年度	2024年度	目標年度 2025年度
	当初見込み／目標値(%)	--	--	--	100
	活動実績／成果実績(%)	40.3	54.2	--	--
	達成率(%)	--	--	--	--
↓後続アウトカムへのつながり	各自治体による学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等が作成され、医療的ケア児の受入れ体制の整備が進展することで、事業対象者が本補助金を活用し、医療的ケア看護職員を配置し学校において医療的ケアを実施することが想定される。このことで、保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数が減少することが想定されるため				

長期アウトカム	成果目標	学校生活において、医療的ケア看護職員が配置できないことにより、保護者等が付添いを行っている医療的ケア児数の減少		成果指標	特別支援学校、幼稚園、小・中・高等学校に通学（園）する医療的ケア児のうち、学校生活において、医療的ケア看護職員が配置できないことにより、保護者等が付添いを行っている医療的ケア児数の割合の減少 ※医療的ケア看護職員等が配置されていないことにより、一部または全部付添いが生じている場合に限る		
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--		実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	学校における医療的ケアに関する実態調査 ※令和3年度より調査を実施		
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--		アウトカムを複数段階で設定できない理由	--		
活動・成果目標と実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	最終目標年度 2027年度
	当初見込み／目標値(%)	--	--	--	--	--	0
	活動実績／成果実績(%)	4.6	3.2	2.5	--	--	--
	達成率(%)	--	--	--	--	--	--
事業に関連するKPIが定められている閣議決定等	名前	第5次障害者基本計画					
	URL	https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihonkeikaku-r05.pdf					
	該当箇所	別表 p.24					

点検・評価

事業所管部局による点検・改善	点検結果	本事業においては、事業者により提出された計画書による事前書面審査や報告書による事後書面審査を行うとともに、必要に応じて証拠書類の提出や電話での確認等を行うことによる状況把握に努めており、適切な執行がなされている。		
	目標年度における効果測定に関する評価	測定指標は上昇傾向にあり、適切に実施がなされていると考える。		
	改善の方向性	引き続き、支出の適正性や使途の確認等を行い、適切な執行に努める。		
外部有識者による点検	点検対象	書面点検	最終実施年度	2025
	対象の理由	5年間外部有識者点検を実施していない事業		
	所見	事業目的は明確であり、施策目標の達成手段として適切なものとなっている。成果指標等は、事業目的の達成に向けた成果を測ることができる適切な指標等が設定されている。また、成果目標値の設定についても妥当なものと考えられる。特別な支援を必要とする子供に対して、就学前から就労に至るまで一貫した支援体制の整備を図ることを目的とした事業であり、対象児童等の事情が一律でないため、環境とのマッチングに特に留意が必要と考える。(鈴木委員)		
	公開プロセス結果概要	--		
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見	所見	現状通り	詳細	この事業は、外部有識者の意見を踏まえつつ、引き続き適正かつ効率的な事業の実施を図るべきである。
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況	改善点・反映状況	現状通り		
	反映額	会計	勘定	反映額(千円)
	詳細	--	--	--
公開プロセス・秋の年次公開検証(秋のレビュー)における取りまとめ	--			
その他の指摘事項	--			

支出先



支出先上位者リスト (単位:千円)	支出先ブロック名	合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割	
	A 民間企業等	31,452	2	学校における医療的ケア実施体制の拡充事業 (医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究事業)	
	支出先名	支出額	法人番号		
	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	19,411	9010001027685		
	契約概要 (契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
	「学校における医療的ケア実施体制充実事業」(医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究) 学校における医療的ケアの手法に関する研修動画コンテンツ作成事業 随意契約 (企画競争)	19,411	4	0	--
	支出先名	支出額	法人番号		
	PwCコンサルティング合同会社	12,041	1010401023102		
	契約概要 (契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
	学校における医療的ケア実施体制の拡充事業 (医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究事業) 一般競争契約 (総合評価)	12,041	2	90.9	--
	支出先ブロック名	合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割	
	B 3都道府県・2市区町村	3,075	5	学校における医療的ケア実施体制の拡充事業 (医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査事業)	
	支出先名	支出額	法人番号		
兵庫県	1,124	8000020280003			
契約概要 (契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
学校における医療的ケア実施体制の拡充事業 (医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査事業) 随意契約 (公募)	1,124	5	0	--	
支出先名	支出額	法人番号			
青森県	734	2000020020001			
契約概要 (契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	

支出先上位者リスト (単位:千円)	支出先ブロック名	合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割	
	学校における医療的ケア実施体制の拡充事業 (医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査事業) 随意契約 (公募)	734	5	0	--
	支出先名	支出額	法人番号		
	足立区	578	2000020131211		
	契約概要 (契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
	学校における医療的ケア実施体制の拡充事業 (医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査事業) 随意契約 (公募)	578	5	0	--
	支出先名	支出額	法人番号		
	高知県	509	5000020390003		
	契約概要 (契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
	学校における医療的ケア実施体制の拡充事業 (医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査事業) 随意契約 (公募)	509	5	0	--
	支出先名	支出額	法人番号		
	明石市	130	9000020282031		
	契約概要 (契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
学校における医療的ケア実施体制の拡充事業 (医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査事業) 随意契約 (公募)	130	5	0	--	
支出先ブロック名	合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割		
C 45都道府県・551市区町村	3,984,889	596	切れ目ない支援体制整備充実事業		
支出先名	支出額	法人番号			
東京都	410,341	8000020130001			
契約概要 (契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
切れ目ない支援体制整備充実事業 その他(支出委任)	410,341	--	--	--	

支出先ブロック名	合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割		
支出先名	支出額	法人番号			
大阪府	154,391	4000020270008			
契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
切れ目ない支援体制整備充実事業 その他(支出委任)	154,391	--	--	--	
支出先名	支出額	法人番号			
横浜市	114,724	3000020141003			
契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
切れ目ない支援体制整備充実事業 その他(支出委任)	114,724	--	--	--	
支出先名	支出額	法人番号			
愛知県	110,858	1000020230006			
契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
切れ目ない支援体制整備充実事業 その他(支出委任)	110,858	--	--	--	
支出先名	支出額	法人番号			
静岡県	84,461	7000020220001			
契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
切れ目ない支援体制整備充実事業 その他(支出委任)	84,461	--	--	--	
支出先名	支出額	法人番号			
神奈川県	78,228	1000020140007			
契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
切れ目ない支援体制整備充実事業 その他(支出委任)	78,228	--	--	--	
支出先名	支出額	法人番号			

支出先ブロック名	合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割		
福岡県	74,469	6000020400009			
契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
切れ目ない支援体制整備充実事業 その他(支出委任)	74,469	--	--	--	
支出先名	支出額	法人番号			
宮城県	71,560	8000020040002			
契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
切れ目ない支援体制整備充実事業 その他(支出委任)	71,560	--	--	--	
支出先名	支出額	法人番号			
福岡市	59,988	3000020401307			
契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
切れ目ない支援体制整備充実事業 その他(支出委任)	59,988	--	--	--	
支出先名	支出額	法人番号			
北海道	56,329	7000020010006			
契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
切れ目ない支援体制整備充実事業 その他(支出委任)	56,329	--	--	--	
支出先名	支出額	法人番号			
その他(概算払い1県含む)	2,769,540	--			
契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
切れ目ない支援体制整備充実事業 その他(支出委任)	2,769,540	--	--	--	
支出先ブロック名	合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割		

支出先ブロック名		合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割	
D 19学校法人		13,644	19	切れ目ない支援体制整備充実事業	
支出先名		支出額	法人番号		
学校法人柿の実学園		3,255	3020005007556		
契約概要(契約名)/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
切れ目ない支援体制整備充実事業 補助金等交付		3,255	0	--	--
支出先名		支出額	法人番号		
学校法人旭出学園		1,798	1011605000440		
契約概要(契約名)/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
切れ目ない支援体制整備充実事業 補助金等交付		1,798	0	--	--
支出先名		支出額	法人番号		
学校法人武蔵野東学園		1,641	7012405001557		
契約概要(契約名)/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
切れ目ない支援体制整備充実事業 補助金等交付		1,641	0	--	--
支出先名		支出額	法人番号		
学校法人滝の坊学園		1,612	6180305005968		
契約概要(契約名)/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
切れ目ない支援体制整備充実事業 補助金等交付		1,612	0	--	--
支出先名		支出額	法人番号		
学校法人熊野学園		1,173	2011805000867		
契約概要(契約名)/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由

支出先ブロック名		合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割	
切れ目ない支援体制整備充実事業 補助金等交付		1,173	0	--	--
支出先名		支出額	法人番号		
学校法人駒沢苫小牧学園		811	4430005008751		
契約概要(契約名)/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
切れ目ない支援体制整備充実事業 補助金等交付		811	0	--	--
支出先名		支出額	法人番号		
学校法人二番丁学園		517	9470005000725		
契約概要(契約名)/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
切れ目ない支援体制整備充実事業 補助金等交付		517	0	--	--
支出先名		支出額	法人番号		
学校法人根室三浦学園		450	6460405000048		
契約概要(契約名)/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
切れ目ない支援体制整備充実事業 補助金等交付		450	0	--	--
支出先名		支出額	法人番号		
学校法人岡本学園		438	9040005005461		
契約概要(契約名)/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
切れ目ない支援体制整備充実事業 補助金等交付		438	0	--	--
支出先名		支出額	法人番号		
学校法人福井仁愛学園		397	4210005000672		
契約概要(契約名)/契約方式等		支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
切れ目ない支援体制整備充実事業 補助金等交付		397	0	--	--

支出先ブロック名		合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割	
	支出先名	支出額	法人番号		
	その他	1,552	--		
	契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
	切れ目ない支援体制整備充実事業 補助金等交付	1,552	0	--	--
支出先ブロック名		合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割	
E	2都道府県	4,849	2	難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業	
	支出先名	支出額	法人番号		
	静岡県	4,500	7000020220001		
	契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
	難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業 随意契約(企画競争)	4,500	2	100	--
	支出先名	支出額	法人番号		
	岐阜県	349	4000020210005		
	契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
	難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業 随意契約(企画競争)	349	2	100	--

費目・用途 (単位：千円)	支出先名	契約概要(契約名)	費目	用途	金額
A	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	「学校における医療的ケア実施体制充実事業」(医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究)学校における医療的ケアの手技に関する研修動画コンテンツ作成事業	人件費	賃金	9,906
--	--	--	再委託費	再委託に係る費用	6,426
--	--	--	消費税相当額、一般管理費	その他	2,116
--	--	--	諸謝金	講師への謝金	713
--	--	--	雑役務費	動画撮影・編集業務	217
--	--	--	会議費	会議に係る費用	28
--	--	--	旅費	講師及び作業員の旅費	5
B	兵庫県	学校における医療的ケア実施体制の拡充事業(医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査事業)	人件費	賃金	494
--	--	--	諸謝金	講師への謝金	317
--	--	--	雑役務費	速記反訳費	106
--	--	--	旅費	講師及び作業員の旅費	129
--	--	--	借料及び損料	会議室を借りるための費用	79
C	東京都	切れ目ない支援体制整備充実事業	教育支援体制整備事業補助金	人件費、雑役務費	410,341
D	学校法人柿の実学園	切れ目ない支援体制整備充実事業	教育支援体制整備事業補助金	人件費	3,255
E	静岡県	難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業	人件費	職員人件費	4,483
--	--	--	旅費	職員旅費	17

国庫債務負担行為等による契約 先リスト (単位：千円)	契約先名	契約額	法人番号
	--	--	--

その他備考

--